

「電気需給約款」の一部変更について

「まちエネ」のホームページをご利用いただき誠にありがとうございます。

下記のとおり「電気需給約款（2016年10月1日実施）」の一部を変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

詳しくは、下記ページ（下部）添付の電気需給約款をご覧ください。

<http://www.machi-ene.jp/plan/>

記

変更箇所	変更前	変更後	
第11条 電灯需要	1. きほんプラン（60A以下）		
	(4) 料金		
	(b) 電力量料金		
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円43銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円91銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円81銭</u>
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円24銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>25円99銭</u>
第11条 電灯需要	2. きほんプラン（6kVA～49kVA）		
	(5) 料金		
	(b) 電力量料金		
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円43銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円91銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円81銭</u>
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円24銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>25円99銭</u>

以上

2016年9月29日

MC リテールエナジー株式会社